

11月20日は幌延町長選挙の投票日です

任期満了に伴う幌延町長選挙は、11月15日（火）に告示され、11月20日（日）に投票が行われます。

今後4年間の町政を担う、私達の代表を選ぶ大切な選挙です。誰からも強制されることなく、よく見て、よく聞いて、よく考えて、必ず投票しましょう。

投票区	投票所	投票時間
第1投票区	問寒別生涯学習センター	午前7時～午後5時
第2投票区	幌延町総合体育館	午前7時～午後7時
第3投票区	下沼寿の家	午前8時～午後4時



選挙人名簿に登録されていますか？

今回の町長選挙で選挙権を有するには、次の条件を満たしていることが必要です。

- 日本国民であること
- 満18歳以上であること（平成16年11月21日以前に生まれた方）
- 引き続き3ヶ月以上幌延町の住民基本台帳に登録され、実際に居住していること（令和4年8月14日以前に転入届を提出されている方）

さらに、投票するためには選挙管理委員会が作成する「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。「選挙人名簿」は住民基本台帳に登録されている人について、その氏名、住所、性別、生年月日などを記載した公簿です。「選挙人名簿」の登録は毎年4回行われますが、選挙のあるときは『選挙時登録』が行われます。

こんな投票は無効です

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

- ▼投票用紙以外の用紙（入場券、普通の紙、名刺など）に、候補者の氏名を書いて投票したもの
- ▼2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- ▼候補者の氏名のほかに他事を記載したもの
- ▼候補者の氏名を自書していないもの（ゴム印を使用したものなど）

期日前および不在者投票制度

投票日にお仕事や旅行、病気などで投票所に行くことができない方は、期日前投票又は不在者投票をご活用ください。

- 期日前投票：投票日前でも、投票日と同じように投票を行うことができる制度です。

【幌延地区】

会場：幌延町役場
期間：11月16日（水）～19日（土）
時間：午前8時30分～午後8時

【問寒別地区】

会場：問寒別生涯学習センター
期間：11月17日（木）～19日（土）
時間：午前10時～午後4時

- 不在者投票：幌延町以外の市町村や病院などにおいて投票をする制度です。

※郵送により不在者投票の手続きをされる方は、速やかな手続きをしないと投票日に間に合わないことがあります。

詳しくは、幌延町選挙管理委員会へお問い合わせください。

お問い合わせ先：幌延町選挙管理委員会（役場総務財政課内） 電話 5-1111 告知端末機 5-8811